

第34回全国高等学校漫画選手権大会（まんが甲子園）開催事業委託業務 公募型プロポーザル企画提案書作成要領

1 提出書類

提出書類、様式及び提出部数を次表に示します。

様式	提出書類の名称	規格及び制限枚数	提出部数
5	企画提案書表紙	A4縦、1枚以内	左綴じで10部
自由様式	業務実績、業務実施体制	A4縦、4枚以内	
自由様式	独自提案	A4縦、15枚以内	
様式自由	経費見積書	A4縦、5枚以内	

※用紙は、片面を1枚とします。

※A3の場合は、A4×2枚として換算します。

※別冊の資料をつけることは不可とします。上記の制限枚数内で収めてください。

2 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

3 提出期限

令和7年4月15日（火）14時必着

※期限までにすべての必要書類の提出がないものは、受理することができません。

4 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁本庁舎5階
高知県文化生活部文化国際課※1 まんが王国土佐室内
まんが王国・土佐推進協議会事務局 担当※2：中平、大川
TEL：088-823-9711
※1 令和7年4月1日より文化振興課となります。
※2 令和7年4月1日より本光、森に替わります。

5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受理されたときは、提出者に対して受理したこと
を電話又は電子メールにてお知らせします。（直接受け取りの場合はその限りではない。）

6 提案書に記述する内容

（1）様式

企画提案書の文字は、10.5ポイント以上で作成すること。

(2) 表紙

企画提案事業者名、代表者職・氏名、所在地、担当者名、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレスを記入すること。

(3) 業務実績

会社の概要と、過去5年間の間に履行した本件と類似業務の実績を記載すること。

(4) 業務実施体制

「第34回全国高等学校漫画選手権大会(まんが甲子園)開催事業委託業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)を踏まえ、提案する業務の業務実施体制(人数や業務分担など)を、土・日・祝日や平日夜間の緊急連絡体制図を含めて記載すること。

なお、下請会社や協力団体等が存在する場合、その関係、役割分担、責任範囲、指揮系統を記載すること。

(5) 独自提案

仕様書に基づき、以下のアからカの内容を踏まえて、具体的かつ効果的な内容を提案すること。なお、企画提案書は別に定める審査基準に則って審査されるため、仕様書の全項目についての記載は必須ではない。

ア 本大会を円滑かつ安全に開催するための企画について記載すること。

イ 大会に参加した方にとって思い出深い大会となるような企画について記載すること。

ウ 連続テレビ小説『あんぱん』を契機として、本大会の永世名誉審査員長であるやなせたかし先生を顕彰する企画について記載すること。

※一般来場者の増加につながるものとすること。

エ 企画を実施する目的及び目標を記載すること。

オ 本企画の目的及び目標を達成するための、実施方法を詳細に記載すること。

※規格及び制限枚数内であれば、複数の提案をすることは可能とする。

(6) 経費見積書

ア 見積価格は、本業務の履行に要する全ての経費を含め記載すること。

見積限度額：30,116千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

イ 数量や単価など費用の内訳ができるだけ詳細に記載すること。

7 企画提案についての留意事項

(1) 企画提案書は1者1提案までとします。

(2) 本プロポーザルへの参加意思を表明した後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。

(3) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。

(4) 次の各号に該当した場合、参加者は失格とする場合があります。

ア 提出書類に不備があった場合、又は指示した事項に違反した場合

イ 虚偽内容が記載されていることが判明した場合

ウ 審査委員、事務局員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

- エ プロポーザル手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
オ 企画提案書の内容、提出方法等が本要領の規定に適合しない場合
カ その他、失格とすることが適当であると認められる事実が判明した場合
- (5) 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とします。
- (6) 本委託業務の契約及び事業執行に当たっては、プロポーザルで提案された内容等を委託者と受託者が協議のうえ、変更する場合があります。
- (7) 提出された企画提案書は返却しません。
- (8) 提出された企画提案書は、必要に応じ複写（協議会内及び審査委員会での使用に限る。）する場合があります。
- (9) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に準じて、開示請求があった場合には開示の対象文書として原則開示します。なお、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となるので、該当がある場合には提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を提出してください。（様式6）ただし、開示・非開示の判断は、提出された書類に基づき行うものではなく、この書類を参考として、同条例に準じて、協議会が客観的に判断します。